

第 3 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成25年 6 月26日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成25年6月26日（水曜日）

午前10時1分開議

午前11時2分休憩

午前11時8分開議

午後0時8分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

議案第2号 平成25年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第10号 財産の処分について

議案第12号 指定管理者の指定について

議案第14号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 平成24年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第4号 平成24年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号 平成24年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第7号 平成24年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第8号 平成24年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

請第28号 「多重債務者生活再生支援事業」の継続を求める請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①水俣病対策の状況等について

②「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（平成24年度）について

③ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定等（平成24年度）の結果について

④PM2.5（微小粒子状物質）の対策について

⑤公共関与による管理型最終処分場の整備について

⑥熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて

⑦平成25年度基金事業の取組みについて

⑧くまもと県民発電所について

⑨荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況について

⑩労使紛争解決制度（あっせん等）について

出席委員（7人）

委員長 浦 田 祐三子

副委員長 東 充 美

委員 西 岡 勝 成

委員 井 手 順 雄

委員 小早川 宗 弘

委員 森 浩 二

委員 磯 田 毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一

政策審議監 末 廣 正 男
 環境局長 村 山 栄 一
 県民生活局長 佐 藤 祐 治
 首席審議員兼
 環境政策課長 宮 尾 千加子
 水俣病保健課長 田 中 義 人
 水俣病審査課長 中 山 広 海
 環境立県推進課長 福 田 充
 環境保全課長 松 田 隆 至
 自然保護課長 江 上 憲 二
 廃棄物対策課長 坂 本 孝 広
 首席審議員兼
 公共関与推進課長 中 島 克 彦
 くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜
 消費生活課長 杉 山 哲 恵
 男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次
 人権同和政策課長 中 富 恭 男
 商工観光労働部
 部長 真 崎 伸 一
 政策審議監兼
 商工政策課長 出 田 貴 康
 商工労働局長 森 永 政 英
 新産業振興局長 高 口 義 幸
 観光経済交流局長 松 岡 岩 夫
 商工振興金融課長 伊 藤 英 典
 労働雇用課長 下 村 弘 之
 産業人材育成課長 古 森 美津代
 産業支援課長 奥 蘭 惣 幸
 エネルギー政策課長 山 下 慶一郎
 企業立地課長 寺 野 慎 吾
 首席審議員兼
 観光課長 渡 辺 純 一
 国際課長 磯 田 淳
 くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴
 企業局
 局長 河 野 靖
 総括審議員兼次長兼
 総務経営課長 古 里 政 信
 工務課長 福 原 俊 明
 労働委員会事務局

局長 西 岡 由 典
 審査調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守
 政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午前10時1分開議

○浦田祐三子委員長 それでは、ただいまから第3回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、今回付託された請第28号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第28号についての説明者を入室させてください。

（請第28号の説明者入室）

○浦田祐三子委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

それでは、説明をお願いいたします。

（請第28号の説明者の趣旨説明）

○浦田祐三子委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第28号の説明者退室）

○浦田祐三子委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題といたしまして、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

説明は、環境生活部、商工観光労働部、企業局の順に受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いいたします。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 おはようございます。環境生活部長谷崎でございます。お許しをいただきまして、着座のまま御説明させていただきます。

環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係1議案、報告1議案でございます。

まず、第1号議案の平成25年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額3億5,100万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容といたしましては、公共関与産業廃棄物最終処分場へのアクセス道路となる町道の整備を町から受託し実施するための予算や、微小粒子状物質いわゆるPM2.5に関する測定局の整備を行うための予算などでございます。

これらによりまして、特別会計を含めた環境生活部の平成25年度の予算総額は、285億4,200万円余となります。

次に、報告第1号の平成24年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業など3事業について、平成24年度から平成25年度への繰越額が確定したものでございます。

このほか、水俣病対策の状況など5件につきまして御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課で

ございます。着座で失礼いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

公害対策費といたしまして1億6,000万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

1、環境保全基金積立金といたしまして1億1,000万円余をお願いしております。

これは、海岸漂着物の回収処理などの事業に対して交付される国の補助金を環境保全基金に積み立てるものでございます。なお、本事業の実施に係る歳出予算は、廃棄物対策課において計上いたします。

次に、2、環境政策推進費といたしまして、地域経済循環創造事業5,000万円をお願いしております。

これは、国の交付金の採択を受けまして、使用済みの食用油を使用してバイオ燃料を製造し、ディーゼル燃料として流通させるという民間のモデル事業に対して補助を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

上段の市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業については、9,000万円余を繰り越しております。

この事業は、防災拠点への太陽光発電施設等を整備する市町村へ補助を行う事業でございますが、市町村におきまして、詳細設計の見直しを行ったことなどにより、年度内に工事が完了しなかったことにより繰り越したものでございます。なお、補助対象事業の2事業は4月に事業を完了しており、残りの5事業は7月から11月までに事業完了する見込みでございます。

下段の工業用水道事業会計繰出金につきましては、6,900万円余を繰り越しております。

これは、八代工業用水の耐震化事業の財源の一部として国から交付される地域の元氣臨時交付金を繰り出すものでございますが、交

付金が平成25年度に交付されることとなったため、繰り越したものでございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

公害規制費で3,372万円余の増額をお願いするものでございます。

これは、説明欄に記載しておりますとおり、PM2.5の観測体制強化対策で観測局整備等に要する経費でございます。

特定財源としまして、元気基金を活用し、中国大陸からの越境汚染対策として、現在、県の観測局20局の中で、PM2.5の測定器を備えてない阿蘇市、上天草市、大津町、甲佐町の4カ所に新たに測定機器を整備するものでございます。

さらに、大気環境測定車にもPM2.5の測定機器を設置し、県内全ての地域において観測体制を強化するものでございます。

また、これにあわせまして、情報提供体制の強化のため、通称テレメーターシステムと言われる大気汚染常時監視システムや県大気環境情報の専用ホームページの更新などを行うものでございます。

環境保全課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○江上自然保護課長 自然保護課でございます。

5ページをお願いします。

繰越計算書の報告です。

自然公園施設等災害復旧費ですが、180万円を今年度に繰り越しております。これは、用地の関係で不測の日数を要したため、今年度に繰り越したものです。

自然保護課は以上です。よろしく申し上げます。

○坂本廃棄物対策課長 6ページをお願いいたします。

環境整備費といたしまして3,400万円余の増額をお願いしております。

説明欄で先ほど環境立県推進課のほうから説明がありましたが、その国からの補助金が確定したことによりまして、海岸漂着物対策推進事業を増額させていただくものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

7ページをお願いいたします。

環境整備費として5,875万円をお願いしております。

これは、現在南関町で計画をされております町道の一部区間が、公共関与最終処分場へのアクセス道路と重なることから、そのアクセス道路区間を町から受託して実施するもので、その1年目分でございます。

よろしく申し上げます。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料8ページをお願いいたします。

消費者行政推進費といたしまして6,300万円余の補正をお願いしております。

内訳でございますが、新規事業のみ御説明させていただきます。

右側説明欄1の(2)消費者行政先駆的プログラム事業といたしまして1,500万円余を計上しております。

本事業は、国が示す先駆的なテーマにつきまして、県及び市町村が事業を実施するものでございます。今回、県及び市町で選択した具体的テーマにつきましては、①から③までにお示ししているとおりでございます。

以上、当課合計といたしまして6,300万円

余の増額をお願いしております。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○真崎商工観光労働部長 商工観光労働部真崎でございます。

商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用状況及び当部の取り組みの方向性につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が6月3日に発表しました金融経済概観では、県内の景気は緩やかに持ち直しつつあるとされております。個人消費は、全体として底がたい動きとなっているほか、製造業の生産は、自動車関連やIT関連などで一部持ち直しの動きが見られております。

また、雇用情勢につきましては、4月の有効求人倍率が0.80倍とリーマンショック以前の水準に戻るなど、労働需給面の改善が続いております。

景気の先行きにつきましては、輸出の持ち直しや各種政策の効果などを背景に、景気回復へ向かうことが期待される一方、海外景気の下振れが懸念される状況でもあります。

商工観光労働部としましては、引き続き、中小企業の資金繰り支援や雇用対策など、県内中小企業者、労働者に対するセーフティネットの充実に努めるとともに、成長分野に重点を置いた施策を積極的に推進し、県内景気の浮揚に全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、提出議案の概要について説明させていただきます。

今回提案しております議案は、予算関係1議案、報告2議案、条例等議案3議案でござ

います。

お手元の経済環境常任委員会説明資料の9ページをお願いします。

まず、第1号議案の平成25年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額3億2,300万円余の増額補正をお願いしております。

その主なものは、地域に根差した産業における安定的な雇用の創出を目的として実施する緊急雇用創出基金事業や、産業技術センターの試験研究機器の導入に要する経費に係る増額補正、債務負担行為の追加などでございます。

次に、報告第1号及び報告第4号として、一般会計及び熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計について、平成24年度から平成25年度への繰越額の確定に伴う繰越計算書の報告がございました。

条例等議案では、財産の処分1件、専決処分の報告及び承認1件、指定管理者の指定1件でございます。

そのほか、本日は、中小企業振興基本条例に基づく取り組みなど3件につきまして御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議よろしく申し上げます。

○下村労働雇用課長 労働雇用課でございます。

説明資料10ページをお願いします。

失業対策総務費の雇用対策費で1億7,000万円をお願いしております。

これは、緊急雇用創出基金事業の中で、さきの国の補正予算を拡充された起業支援型地域雇用創造事業により、起業または新分野進出後10年以内の企業を支援し、成長を促すことで、地域の雇用の受け皿を確保する事業でございます。

次に、11ページをお願いします。

債務負担行為でございますが、緊急雇用創

出基金事業について、2億3,500万円余の追加設定をお願いしております。

これは、今回増額補正をお願いしております緊急雇用創出基金事業について、事業期間が平成26年度に及ぶため、債務負担行為の限度額を増額変更するものでございます。

次に、12ページをお願いします。

繰越計算書が2件ございます。

まず、緊急雇用創出基金市町村補助事業費でございますが、1億5,000万円を今年度に繰り越しております。

これは、さきの国の補正予算を受けて追加交付されました緊急雇用創出基金を活用し、市町村が実施する雇用創出事業に対する補助を行う事業でございますが、平成25年度にまたがることから、今年度に繰り越しをしたものでございます。

次に、緊急雇用創出基金事業費でございますが、1億6,600万円余を今年度に繰り越しております。

これも、積み増した緊急雇用創出基金事業を活用し県が行う事業でございますが、上の市町村補助事業費と同様に、平成25年度にまたがることから、今年度に繰り越したものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○古森産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。

資料の13ページをお願いします。

職業能力開発校費ですが、486万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄(1)の障がい者職業能力開発事業では、障害者を対象とした訓練を実施し、職業訓練機会の提供及び就労促進を図っております。今回の補正は、訓練のさらなる充実を図ることを目的に、地域における障害者の自立を支援する機関の連携協力体制を構築する経費です。

(2)の離職者訓練事業は、離職者等を対象とした職業訓練を民間協力機関等に委託して実施しておりますが、今回の補正では委託訓練の受託先やハローワーク等との連携強化と就職支援を図るための経費です。

次に、資料の14ページをお願いします。

繰越計算書の報告ですが、上段の職業訓練校管理運営費は、195万円を本年度に繰り越ししております。

これは、国の地域元気臨時交付金を活用して高等技術専門校寄宿舎の耐震診断を実施するものですが、施工から第三者による評価まで1年程度の工期が必要なため、全額を今年度に繰り越したものです。

下段の技術短期大学校管理運営費は、614万円余を本年度に繰り越ししております。

これは、技術短期大学校グラウンドの防球ネット設置工事を行うものですが、施工に当たり工事設計内容の検討や隣接地権者への説明等に時間を要しましたので、全額を繰り越しておりましたが、本年5月30日に竣工しております。

産業人材育成課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○奥菌産業支援課長 産業支援課でございます。

15ページをお願いいたします。

工業振興費として3,400万円余をお願いしております。

まず、(1)次世代モビリティ普及促進事業ですが、県では、22年度から、EV・PHV構想を策定し、国の補助金を得ながら、県内各地に電気自動車充電器の整備を進めております。

国の緊急経済対策により創設されました今年度限りの補助金の補助率が有利なため、財源を振りかえさせていただき、あわせて、26年度整備する予定だった分を前倒しして、全体事業費を約3,000万積み増しして補正をお

願っているところでございます。

これにより、これまで整備分と合わせまして、普通充電器が80カ所、急速充電器が12カ所になり、当初計画しておりました県による整備を完了する予定でございます。

次に、(2)超小型モビリティ導入促進事業ですが、超小型モビリティとは、軽自動車とバイクの中間に位置する乗り物でございまして、大手自動車メーカーが試作開発をしているものでございます。

ことしの1月に、国による認定制度が創設され、今年度から、モデル事業として、熊本県を含みます全国15地域が認定されております。

本県では、6月4日に、本田技研と実証実験に関する包括協定を締結し、秋ごろに実車が到着後、安全性や性能のほか、モニターによる調査で使い勝手などを明らかにすることで、生活移動の利便性向上や観光地の新しい魅力向上など、新たな付加価値を見出していきたいと考えておるところでございます。

事業期間は、今後3カ年でございますけれども、初年度の経費といたしまして440万円余を今回お願いしているところでございます。

続きまして、技術指導事業費ということで、産業技術センターの経費でございます。1億700万円の補正をお願いしております。試験研究機器の導入でございます。

25年度当初として、約7,000万の予算をつけておりましたけれども、今年度、国のほうで元気交付金の新設がありました。これを活用させていただき、フードバレー構想やイノベーション促進に資する機能を強化していきたいと考えております。その機能の充実には、試験研究機器の優越が決め手となります。ぜひよろしく願いいたします。

産業支援課としては以上でございます。

○寺野企業立地課長 企業立地課でござい

す。当課の案件は3件でございます。

まず、資料16ページをお願いいたします。繰越計算書の報告でございます。

工業団地施設整備に関するものでございますが、内容は、菊池テクノパーク整備事業及び熊本臨空テクノパーク関連交差点の改良事業におきまして、合計5億4,138万円余を今年度に繰り越したものでございます。

中身につきましては、菊池テクノパーク整備事業につきまして、擁壁の工法検討に不測の時間を要したため、造成工事に係る経費3億1,900万円余を繰り越し、また、熊本臨空テクノパーク関連交差点改良事業におきましては、設計及び関係機関との協議に時間を要したことによりまして、用地取得及び工事に係る経費2億2,100万円余を繰り越すものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

議案番号第10号財産処分について御説明させていただきます。

今回処分する財産は、城南工業団地の土地の一部でございます。所在地は、熊本市南区城南町藤山字正達885番の5でございます。面積は、2万6,860.59平方メートルでございます。処分の相手方は、愛知県安城市に本社がございます株式会社ヒサダ様でございます。処分の目的は、工業用地として売却するもので、予定価格は、2億5,083万6,795円でございます。

概要について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

まず、処分する財産の概要でございますが、城南工業団地は、熊本市南区城南町鰐瀬及び藤山地内に所在しておりまして、全体面積は約42.6ヘクタールでございます。

区画の配置につきましては、21ページをらんください。

今回売却しますのは、団地中央のD、ちょっと見にくくなっておりますけれども、Cの区画の下でございます。

20ページにお戻りください。

処分の相手方でございますが、株式会社ヒサダ様は、ドアフレームなど自動車用車体部品の製造を行っている企業です。同社には、現在愛知県内に3工場がありますが、九州での販路拡大のため、今回新たに熊本へ工場を建設する計画でございます。去る5月15日に立地協定を結ばせていただいております。

事業計画の概要ですが、投資総額5億円で、従業員50人の計画でございます。ことし10月の着工、来年、平成26年4月の操業開始が予定されております。

最後に、22ページをお願いいたします。

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてでございます。

県内事業所——誘致企業、地場企業双方ともですけれども、が行う投資につきまして、過疎地域自立促進特別措置法等関係法令に定められました要件に該当する場合には、課税免除等の便宜供与を行っておりますが、今回、関係法令が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

24ページをごらんください。

改正概要につきましては、熊本県工場等設置奨励条例の一部改正につきましては、離島振興地域内における課税免除対象設備が特別償却設備に変更されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、県税特別条例の一部改正につきましては、同じく課税免除対象設備の変更に伴う改正に加えまして、過疎地域内、半島振興地域内及び離島振興地域内における課税免除等の対象となる施設の取得期限が2年延長されて、また、企業立地促進法の同意の期限が1年延長されたことに伴う改正でございます。さらに、離島振興地域内におきましては、プログラム作成等のソフトウェア業が、有線放送業やインターネットショッピングなどを行う情報サービス業に拡大され、所要の

改正を行うものです。

なお、施行日は、平成25年4月1日からとしておりますが、関係法令の改正が昨年度末に行われまして、内容が、3月31日で適用期限切れいわゆる日切れとなりましたもので、企業活動に直接支障を及ぼすものであったため、知事専決により条例改正を行ったものです。

企業立地課は以上です。よろしく御審議をお願いします。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

資料17ページをお願いいたします。

物産振興費として720万円余をお願いしております。

これは、観光物産交流スクエア管理運営事業といたしまして、この7月下旬をめどに、水道町交差点テトリア熊本ビル1階にあります観光物産交流スクエアにつきまして、くまモンを活用いたしました物産観光等情報提供施設、通称くまモンスクエアとなりますが、こちらをリニューアルオープンすることといたしておりますが、その指定管理委託に要する経費でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

この指定管理につきましては、1年9カ月の契約というふうにしておりますので、来年度分、26年度分の債務負担行為分といたしまして1,003万円余を計上しているところでございます。

次に、関連で、資料25ページのほうをお願いいたします。

議案第12号指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者制度に基づきまして、資料記載のとおり指定するものでございます。

なお、くまモンスクエアにつきましては、7月24日水曜日をグランドオープンと予定しているところでございますが、前日、23日火

曜日には内覧会を予定しております。

委員の皆様方には、後日この内覧会への御案内を差し上げることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

くまもとブランド推進課は以上です。よろしく御審議お願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、企業局長から総括説明を行い、続いて関係課長から説明をお願いいたします。

○河野企業局長 企業局でございます。

今回御提案申し上げます議案は、平成25年度熊本県工業用水道事業会計補正予算でございます。

国の平成24年度の補正予算によります緊急経済対策に関するもので、内容といたしましては、八代工業用水の共同取水施設に係る緊急改修工事への負担分1,300万円余の増額補正でございます。

詳細につきましては、次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

また、平成24年度の電気事業及び工業用水道事業会計予算の繰り越しについての報告と荒瀬ダム本体等撤去工事の進捗状況についても御報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○古里企業局次長 29ページをお願いいたします。

工業用水の資本的支出の建設改良費につきまして1,300万円余りの増額補正をお願いしております。

これは、説明欄にありますとおり、八代工業用水の取水施設でございます遙拝頭首工につきまして、管理者でございます八代平野土地改良区連合が、国の緊急経済対策の予算を活用して実施する改修工事でございます。こ

れに対する負担金でございます。

遙拝頭首工は、工業用水、上水道、農業用水の共同取水施設でございまして、老朽化が進んでおります堰の転倒ゲート及び魚道につきまして緊急に改修を行うものでございます。事業費は6,700万円、施設の持ち分割合に応じまして、共同事業者が負担するものでございます。企業局の負担額は、19.7%の1,300万円余りでございます。

企業局の議案は以上でございます。

続きまして、資料の30ページから33ページでございます。

電気事業及び工業用水における繰り越しの御報告でございます。

30ページでございますが、電気事業の建設改良繰り越しに係る御報告でございます。

これにつきましては、31ページまで10件ございまして、いずれも荒瀬ダム撤去工事に関するものでございます。

1件目は、ダム本体撤去に関する繰り越しでございます。

一番右の説明欄をお願いしたいと思います。

昨年度、水位低下ゲートを設置する予定でございましたが、ダム上流に岩盤があることが判明しました。この処理に不測の日数を要したため、本年度への繰り越しを行ったものでございます。

以下、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、32ページでございます。

電気事業の事故繰越を2件、それから、33ページには、工業用水の建設改良費の繰り越しを1件、それぞれ説明欄のとおり繰り越しを行っているところでございます。

企業局は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 これは、2ページ、廃食油を活用したバイオ燃料、これは1社に対しての助成金ですか。

○福田環境立県推進課長 この事業は、石油販売業者とBDFの製造業者が連携してバイオディーゼルのプラントを建設するものでございます。関連しているのは、2社が関連しているということになります。

以上です。

○西岡勝成委員 この前もニュースか新聞で出ていたんですけども、TOKYO油田かなんかの女性社長が、この廃油を集めてこういう燃料を大々的にやっておられるあれを見たんですけども、熊本県内で、こういう廃油というのは、大体年間どのぐらい排出されるものなんですか。

○福田環境立県推進課長 今の御質問は、使用済みの食用油がどのくらい排出されているかということかと思えますけれども、申しわけございません、そこはちょっと私のほうで把握しておりません。ただ、そういった廃食油を活用して製造しているBDFが、年間で現在500キロリットルくらい製造されていると聞いております。

また、今回実施する事業は、B5燃料ということで、軽油に対して5%のBDFをまぜてつくるプラントでございまして、これは、今現在九州内では久留米と北九州市の2カ所くらいしかございませんけれども、県内で初めてそういったプラントを建設するというものでございます。

○西岡勝成委員 燃油が、円安の影響でかなり高くなってきているので、製造業——私の地元の牛深も、イグサ乾燥機が多分100台ぐらい入っているんですね。それに燃油で非常

に困っていますが、こういう廃油を使うと、ただ熱を発するだけでいいので、別に細かいあれは必要じゃないんですけれども、こういう安い廃油を使った燃油が流通してくると、非常に助かるんじゃないかと思ってお尋ねしているんですけども、そういう、まず廃油を活用して油をつくる売り先あたりもちょっと考えてあるんですかね。

○福田環境立県推進課長 今現在も配送会社などでも使用している例はございます。また、JRなどでも一部そういったものを使っております。今後、この事業によりまして、そういったところに供給していくということで、今調整を進めているところであると聞いております。

なお、現在、BDFの燃料は製造コストの問題がありまして、決して他の軽油等に比べて安いわけではございません。ほとんど同じ価格でございます。今後、そういった供給先の確保ですとか、製造量をふやしていくことによって、より安いコストでの提供も考えられるのではないかと思います。

○西岡勝成委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○小早川宗弘委員 15ページですけども、これは電気カーですかね。

次世代モビリティ普及促進事業というふうなことで、これ3,400万円程度の予算がついておりますけれども、これ、要するに電気カーのことですか、これは。

○奥菌産業支援課長 電気自動車に対するインフラとしまして、電気充電器ですね、このインフラが必要になりますので、その整備をしているという。

○小早川宗弘委員 急速充電器が80カ所と…
…。

○奥菌産業支援課長 最終的に、今年度認めていただいて整備をしますと、普通充電器が80カ所、それから急速充電器が12カ所ということでございます。

○小早川宗弘委員 1点は、今どれぐらい、この熊本県では、この電気カーというのが普及しているのかというふうなことで、この80台とか12台の急速充電器、どういった場所に設置しているのかというふうなことで、ちなみに、ちょっと私もよくわからぬものですから、この充電する際は、料金はどのような発生の仕方をするのかというふうなことをちょっと教えてもらえないかと。

○奥菌産業支援課長 今県が整備しておりますのは、普通充電器が50カ所でございます。それから、急速が8カ所整備しております。一般に車を売っておりますディーラーとか、そういったところにも個々ございまして、100カ所程度——ちょっと詳細には把握しておりませんが、恐らく県の2倍程度の整備をしていると思っております。

それから、今料金のお話が出ましたけれども、県では今取ってはおりません。ですから、サービスみたいな格好になりますけれども、ただ、それぞれに、今管理者のほうで、何といいましょうか、駐車場を占有したりしますので、そのために500円程度の料金を取っても、それは差し支えないというような形で、今普及をしているところでございます。ディーラーの中で整備しておるところでは、ワンコインといいましょうか、500円程度で充電をさせるというような形で、今料金的には取っておるところでございます。

それから、普及の台数ですかね。

今、電気自動車につきましては、県内で426台、4月末で普及をしております。全国的に申しますと、2万6,000ぐらいだったと思いますけれども、電気自動車の普及は進んでおるところでございます。

場所につきましては、交通の結節点とか非常に使い勝手のいいような場所に整備をするということでございまして、急速充電器につきましては、各振興局に1カ所程度、それから普通充電器につきましては、道の駅とか、そういう皆さんの利便性が高いところを今選定しておりまして、各振興局であるとか、各市町村とかに、どういうところがいいですかというようなことをお聞きいたしまして、実際に、そういうところに、管理者と、今そういうことを設置していいですかというようなところで交渉をして、まとまったところから順次入れているというような状況でございます。

○小早川宗弘委員 私も、電気自動車は、だんだんだんだん八代のほうでも少しずつふえてきているというふうなことで、運転手さんとか、タクシーだったかな、たしかタクシーかなんかにも使い始めているというふうなことで、少しやっぱり問題なのが、充電所というか充電器の問題ですねというふうに運転手さんと話してたものですから、できるだけこういう次世代のあるいは環境に優しい車がふえていくということはいいいと思いますので、あと、利用者の方とかあるいは県全体の普及率というのを考えながら、あと、配置バランスがちょっとわからぬとですけども、それも適宜普及した車が多いところで、しかも利便性の高いところというふうに先ほどおっしゃったので、そういうところを心がけて今後配置していただきたい、整備していただきたいというふうに思います。

○井手順雄委員 急速充電と、また、県が整

備する普通充電、これは今お話を聞きましたけれども、後から詳細の設置箇所を委員の皆さん方に配付していただければありがたいし、また、ことしで完了と、この3,000万ほどの予算を出したところで、その充電箇所が完了するということですのでいいですね。

○奥菌産業支援課長 インフラの整備につきましては、国のほうでもEV・PHV構想を進めておりまして、全国一律的ではなくて、非常に意欲のある自治体と最初組んで先行的に入れるという作戦でございます。

それで、現在、第1段階としては、まず公共サイドで入ると。第2段階といたしまして、ことしに創設されたやつでございますけれども、ビジョンを示しまして、民間の資金も導入して、民間の方がそういう電気自動車の充電器を入れて、そこで整備をする場合には3分の2を補助するという新しい制度が生まれております。第2段階としては、そういうところを使って、民間活力も入れたところで整備をしていくと。第3段階になりますと、いわゆるビジネスとして成立するというような形になりますので、それはもう自然と入っていくというような形で段階的に進めようとしているということでございます。

第1段階の県が率先して導入しますという段階が、今回の整備で一応完了するというようなことで考えております。実施している箇所は、後日配らせていただきます。

○井手順雄委員 現段階では、県の予算で民間の施設に設置しているというような認識でよいかわけですたいな。その中で、今後のメンテに関しては、県がしていくのか、それとも、設置したところと後の管理はお願いしますよというような契約を結んで設置しているのかと、それはどうでしょう。

○奥菌産業支援課長 一応8年間の期間は、

メンテ等は県のほうで見させていただきますが、電気代につきましては、設置している管理者のほうでお願いをしたいというお約束で今進めているところでございます。

○井手順雄委員 わかりました。

もう1ついいですか、質問。

その次の(2)の超小型モビリティ導入促進事業、これは1人乗りの小さい車ですかね。そういう認識でいいですね。

○奥菌産業支援課長 1人乗りといいましょうか、ホンダさんの最初のイメージとしては、今若いお母さんが、自転車で前に子供、後ろに子供、2人乗せて行ってらっしゃる、非常に危ないというケース、そういったものに対応できるようにということで考えております。基本的には、2人乗りとか1人乗りで、かつ荷物が積めるとか、タイプがまだ限定はしておりませんが、軽自動車と二輪バイクの中間に位置する乗り物というふうな規定でございます。

○井手順雄委員 私は、一般的に考えれば、そういった車がありましたと、何で県においてそういう促進事業を図らないかぬとかなて、逆に。これはやっぱり民間の企業が、そういった乗り物をつくりました、そして販売しましたと、そういう中で、何で県が税金使ってこういった促進事業を3年間も継続してせないかぬのかなという趣旨は何でしょう。

○奥菌産業支援課長 まだこれは開発段階でございます。まだ量産までは行っておりません。ただ、非常に新産業の創出の可能性を秘めた製品でございますので、それをぜひ通したいというのがございますし、自治体といたしましては、いわゆるそういうエネルギー効率の高いものを将来入れるということになれば、社会的な全体の成果は享受できるもの

じゃないかなというふうに思っておるところでございます。

○井手順雄委員 それはそういう話だろうけれども、特定のメーカーさんの手助けばするような話になりやせぬですか、県がそうやって率先していけば。全てのメーカーに対して、こういう促進事業をやりましょう、社会実験をやりましょうということであれば、別に問題ないんですが、そういう特定なメーカーさんが、そういったことをやろうと、それはそのメーカーさんがやることであって、逆にメーカーさんがそのことはやらなくちゃいけないと、自分たちの開発費を使って。それを県が応援しましょうなんていうのは、私はちょっとこれは、この事業はおかしい事業かなというふうに思いますが、そこら辺の認識はいかがでしょうか。あくまでも県がお金を使ってやらなくちゃいけない事業でしょうか。

○奥菌産業支援課長 今回の――通常であれば、自動車はそういうインフラ等が整備されておりますので、すぐ導入できると。ただ、これは新しいタイプで、まだ公道が走れないといひましようか、新たにナンバーを取得して走らせるというタイプになります。そういう新しい価値観を創出できるようなことを、官と民とできる部分を担いながら開発をしていこうという趣旨でございます。

民間会社だけでは、そういう新しいところ、とりあえず地域で走らせるという話になりますので、特定の地域にそういう全国一律どこでも走っていいよということではなくて、その地域の区域の中で限定的に実施をしていくということでございますので、今回国のほうで認めておりますそういう計画につきましても、自治体がまずは主導的な立場で計画をつくって、それで認められるという枠組みで進んでおりますので、本県といたしまし

ては、そういう低炭素型の社会をつくろうとか、あるいはそういう新しい産業を起こそうと、そういう趣旨で今度企画したものでございます。先生おっしゃる意味もわかりますけれども、そういう趣旨ということでお酌み取りいただけたらと思います。

○井手順雄委員 じゃあ、この400万というのは何に使うんですか、446万4,000円というのは。詳細を教えてください。

○奥菌産業支援課長 今後やりますことは、まずは安全性の確認ということで、今年度は、まずは、実際にプロのドライバーに公道、熊本の実際の場所で走っていただきまして、それに対して、試乗会とかそういうことをやります。さらに、時期が許せば、そういうモニターあたりを選ばせていただいて、実際乗り心地とかそういうのを試していただくということになります。

400万につきましては、その機器の車両のリース代とか、それに係る手続の会議費とか、我々職員が行動します旅費とか、そういったもので積み上がっております。

○井手順雄委員 私は、今言ったことはメーカーさんがやることであって、自治体いわゆる県は、それを手助けして公道を走れるような段取りをすとか、手続をすとか、そういった補足的なことでこの事業を進めていくべきじゃなかろうかと私はそう思いますけどね。県が予算を出してそこまでする必要があるのかということを申し添えて、あとはもう要望でございします。

○浦田祐三子委員長 奥菌課長、先ほどの充電インフラ整備に関しての資料は、皆さんにお配りしていただきますようお願いいたします。

ほかに質疑は。

○西岡勝成委員 関連でいいですか。

充電スタンドの——現在420台しか車そのものがないのであれでしょうけれども、利用状況なんてわかるんですか。

○奥藺産業支援課長 詳細は余りつかんでおりませんが、産業技術センターに設置してありましたのは、実際管理しておりましたので、ちょっと手元に数字はございませんけれども、最近タクシーとかそういうところに導入が進んでおります。それで、日に2回程度というぐらいの感じで利用がなされているかと思っております。産技センターですね。

○浦田祐三子委員長 それもあわせて資料をいただければと。

ほかに質疑はございませんか。

○森浩二委員 8ページの消費生活課かな。

新規事業ですかね、消費者行政先駆的プログラム事業という。この消費者行政の課題解決、課題というのはどういうのがあつとですか。

○杉山消費生活課長 これにつきましては、国のほうで、先駆的取り組みの事例として、5つのパターンを示しております、1つは、風評被害の防止、それと2つ目が消費者と事業者との共同支援、3つ目が体系立った消費者教育の展開、4つ目が悪質事業者の撃退、5つ目が適格消費者団体設立の促進ということで、この5つのテーマを示しまして、地方公共団体のほうでこれを実施して、成果が上がったものについて全国的に波及していくと、そういう趣旨の事業でございます。

○森浩二委員 この1、2、3とありますが、ここが応募したということですか。

○杉山消費生活課長 はい、そうです。

今回手を挙げましたのが、市と町につきましては、水俣市1市、それと、町につきましては、玉東町と長洲町2町、とりあえず25年度については、この1市2町が手を挙げております。県につきましては、①に書いておりますように、適格消費者団体設立の促進ということで、県の事業として実施するというところで計画しております。

○森浩二委員長 もう1個いいですか。

工業団地ですけれども、今回2億5,000万で、この写真を見ますと、残面積が16ヘクタールぐらいあるとかな。この跡地の予定は、まだ全然立っくらぬとですかね。

○寺野企業立地課長 今幾つかの区画につきまして引き合いが来ておりますが、確定したところはございませんので、引き続き企業さん等にセールスをかけているところでございます。

○森浩二委員 じゃあ、ここの債務残高というのはどれくらいあつとですか、あと。開発した……。

○寺野企業立地課長 ちょっと詳細な数字は今手元に持っていないので、あと整理して御報告させていただきたいと思います。

○森浩二委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 次に、質疑はどなたか。

○磯田毅委員 30ページをお願いします。

6月10日だったと思いますが、荒瀬ダムの水位低下のゲートが開かれて、私も見に行ったんですけども、その3～4日後だ

ったですかね、2回目見にいったときは随分水位が下がって、そして泥土といいますか、そういったものがだんだん見えてきたんですけども、この水位低下して実際に目に見えるようになって、具体的に何か変化とかなんかありましたか。

○古里企業局次長 私ども、やっぱり水位低下で一番懸念しましたのは、先生お話がございましたように、いわゆる土砂、泥土等が下流に流出するのではないかというようなことです。下流のほうが、そういうふういわゆる汚染されるのではないかというような——幸いに、今のところ、そういう何といいですか、濁った水が大幅に出るというようなことは見られておりませんので、今後、引き続き注意しながらやっていきたいというふうに考えております。

○磯田毅委員 その泥土の量については、実際、その前の推定のあれから比べると、私は思ったよりも少ないなと見たんですけども……。

○古里企業局次長 泥土につきましては、撤去を始めます22年以前から、13年、14年ごろから搬出を始めておりました。既に撤去をすることにしておりました泥土については、約5万トンございましたが、そのほとんどをやっております、あと、本年度水が引いた後、11月以降に1万トン強を排除するというようなことでやっております。ただ、今申しました泥土は、上のほうに砂れきがございまして、その下のほうにございますので、急に今流れていくというようなことはございません。

○井手順雄委員 これは繰り越しがいっぱいありますけれども、当初の工期と、こういった状況をだんだん踏まえていく中で、工期的

な問題たいね。何年に終わるというようなことから始まったであろうけれども、こうやって仕事を始めていって不測の事態が生じてくると、工期的にはどういった格好で終わるのかなという話ですけど。

○古里企業局次長 工期につきまして、先ほどちょっと事例を申し上げました。岩盤が出てきて、本来であれば、水位低下装置、これは2個あけることにしておりましたが、1個しかあいておりません。

そういう状況の中で、工期がずれるのではないかというようなことをしておりましたが、幸いに、実はことしの夏場に、撤去の水にかかわらない部分、門柱等の撤去を先に進める、前倒しでやるというようなことを考えておまして、29年度ダム本体撤去終了ということについては、今のところ影響がないというふうに考えております。

○西岡勝成委員 13ページの障がい者職業能力開発事業なんですけれども、授産施設を見てますと、クリーニング関係とか、そういう障害者の人たちがかなり自立するのに助かるような所得を上げるところもあるんですけども、普通、私いろいろ授産施設を見て回りますと、本当に稼げないところが多いんですね。こうやって訓練をされるということは非常にいいことだと思うんですけども、やっぱり消費者のニーズといいますか、そういうものを考えながらやっていかないと、訓練しても、売れないものをつくっても、なかなか所得につながらない、自立につながらない部分があるので、こういう事業は非常に大事だと思うんですけども、どういうものをプログラムされておるんですか。どういう訓練を。

○古森産業人材育成課長 障害者の方の職業訓練につきましては、現在、高等技術専門校

の施設内訓練と、また、民間の訓練施設を利用しました委託訓練をやっております。これにつきましては、西岡委員のおっしゃるように、訓練を受講しなくても、就職という問題で非常に厳しいところが実際のところあります。

そこで、今回提案しております事業内容におきまして、やはり障害者の訓練をするだけではなく、教育機関とかあるいは福祉関係機関との連携を図り、そしてさらに訓練の充実とその後の就職につなげるというネットワークをやっぱりつくる必要があるんじゃないかということで、こちらに職業能力のそういう人員を配置しまして、そういうネットワークづくりを強化していきたいと、そういう経費になります。

○西岡勝成委員 遠くから来られる方は、こういう訓練、泊まりができるの。

○古森産業人材育成課長 施設内訓練は、高等技術専門校1カ所ですが、委託訓練というのを県下各地でやっておりまして、それぞれの障害の種別に応じまして、各地域でも受講できるようにしております。

○西岡勝成委員 いいのをたくさんつくってください。

○古森産業人材育成課長 はい。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。なければ、これで質疑を終了いたしたいと思います。

次に、採決に移りたいんですけれども、5分間休憩をとりたいと思います。よろしいですか。それでは、11時7分まで休憩いたします。

す。

午前11時2分休憩

午前11時8分開議

○浦田祐三子委員長 リフレッシュしましたので、委員会を再開いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第10号、第12号及び第14号について、一括して採決をしたいと思います。御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件につきましては、原案のとおり可決、承認することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題といたしまして、これについて審査を行います。

請第28号につきまして、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

請第28号について御説明申し上げます。

この請願の趣旨は、深刻な社会問題となっております多重債務問題への対応の一環として本県で実施しております多重債務者生活再生支援事業につきまして、平成26年度以降も引き続き事業の継続を求めているものでございます。

多重債務者生活再生支援事業は、多重債務者の生活再生を促すために、多重債務者に対して家計診断、生活指導及び債務整理指導を行いますとともに、債務整理後の生活再生中

に発生しました臨時的な生活資金に対し貸し付けを行うものでございます。グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託しまして、平成22年6月から事業を実施しております。

これまでの事業の実績を申しますと、事業開始から平成24年度末までの累計で、面談による相談件数が1,593件、貸し付けにつきましては296件、1億4,921万円に達しているところでございます。

説明は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 ただいまの説明に関して質疑はございませんか。

○井手順雄委員 この1,500件というのは、全国的に見れば、そういう相談というのは多いほうですか、少ないほうなんですか。

○杉山消費生活課長 本県の状況を見ますと、県の消費生活センターへの相談件数につきまして、多重債務関係の相談件数は、24年度で830件ぐらいで、全体の12%ぐらいに達しております。全国的にも本県と同様の状況になっているものというふうに認識しております。

○井手順雄委員 この相談された方々が、今まで、トータル1億4,000万の資金を活用して、いろいろ整理されたり、まとめられたり、そういった生活支援という形で受けられましたと。こういう形の中で、後々、受けられた方々の追跡というか、そういった方々は今どうされてるかというのは把握されてますか。

○杉山消費生活課長 基本的に、この事業で借りられた方については、貸し倒れがほとんどないという状況でございますから、私どもとしては、ほとんどの方が立ち直っておられるものと、そういうふうに認識しております。

す。

○井手順雄委員 そういうことであれば、今後もしも進めていただきたいし、アフターフォローというか、アフターケアまで、やっぱり県のほうが困ったときがあったらその相談を受けるとか、そういったところも今後も追加してやっていただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第28号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第28号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、請第28号は採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項につきまして、閉会中も継続審査することを、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から5件、商工観光労働部から3件、企業局から1件、労働委員会から1件あっております。

まず、説明を受けた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告事項1につきまして説明をお願いいたします。

○中山水俣病審査課長 環境生活部の報告事項のつづりをお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、1ページでございます。

水俣病対策の状況について、1、前回の委員会以降の水俣病対策の主な経緯ですが、既に御報告しているとおり、4月16日の最高裁判決、それから、その後、4月19日に福岡高裁の判決が確定した件については、水俣病の認定を行ったというところまでは御報告しておりますが、5月7日、大阪高等裁判所に差し戻された件については、控訴を取り下げ、同日、水俣病の認定を行っております。

次に、2、今回の判決後の国、県の動きについてですが、今回の最高裁判決で指摘された52年判断条件に示す症候の組み合わせがない場合の多角的、総合的な見地からの検討については、現在、国においてその具体化に向けた検討が進められており、県としてもその作業に積極的に参画しているところです。

3、認定業務の状況について、(1)認定申請の状況ですが、5月31日現在の認定申請者数は266人となっております。

次、2ページをお願いいたします。

4番、水俣病に関する裁判の状況ですが、現在、国家賠償等請求訴訟が1件係争中でありましたが、新たに、去る6月20日に、もう一件の裁判の提起がありました。

別紙の1枚の報告事項をお願いいたします。

ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟の提起について、6月20日、熊本地方裁判所に提訴されたものです。

3の概要ですが、第1陣原告数は48名、(3)被告は、国、熊本県、チッソです。この3者を相手とする損害賠償の請求であります。

(4)請求総額は、2億1,600万円、これは原告1人当たり450万円の48名分となります。

(5)本県の対応ですが、まだ訴状が届いていないため、訴えの内容は明らかではありません。訴状が届き次第、訴状の内容を十分に検討した上で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

続きまして、報告事項の2ページ、5の特措法の取り組みでございます。

特措法につきましては、申請受け付けが昨年7月末で終了いたしております。このため、申請者総数など記載をしております数字につきましては、変更ございません。

県といたしましては、迅速な判定を行いますとともに、窓口での相談やフォローアップ事業に取り組んでまいります。

保健課は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○宮尾環境政策課長 環境政策課でございます。

引き続き、2ページの6、チッソ株式会社の平成24年度決算の概要について御説明させていただきます。

去る5月に、チッソの平成24年度決算が発表されました。主力である液晶分野において、市場全体は厳しい状況にあったものの、スマートフォンなどの中小型パネルの需要増加と円安基調による為替差益の発生によりまして、前年に比較いたしまして売上高は減少しましたが、経常利益は前年並みの約88億円となりました。

平成12年から実施しておりますチッソ金融支援抜本策におきまして、経常利益目標額、これ53.2億というルールがございますけれども、これをクリアしておりまして、患者補償

金の支払いには支障がない水準が確保されております。本日の報告のポイントは、ここになるかと思えます。なお、25年度の業績の予想につきましては、経常利益約110億円を予想されております。参考までに、この10年間のチッソの売上高と経常利益の推移をつけさせていただきますいております。

3ページをお願いいたします。

3ページは、このチッソの決算確定に伴いまして、金融支援抜本策のルールに基づいて試算をした本年度の支援措置額をあらわした図でございます。

まず、右側の上の①に、先ほど御説明いたしました経常利益の88億3,000万が入っております。その左のほうに、⑥で、可能な範囲で返済ということで28億4,000万とございます。ちょっと非常に複雑な図でございますので、恐縮ですが、どうしてこういう数値になっているのかというのを、次のページの4ページで先にちょっと御説明させていただきます。

4ページの参考2の図をごらんいただけますでしょうか。

右側が、今回のチッソの経常利益88億3,000万の配分図となっております。

関係省庁や県から構成される連絡会議で申し合わせましたルールに基づきまして、経常利益から最優先で支払うべき患者補償費で、たり租税公課、無利子化相当額、これはいわゆるチッソが過去に民間金融機関から借りている分で、利子の分を免除してもらっている分なんですけれども、これらを差し引きまず、まず。

それから、経常利益から、またこれもルールに基づきまして53億2,000万を超えた残りの半分については内部留保してもいいよという、これもルールがございまして、それらを差し引きますと、本年度のチッソからの公的債務の返済額の見込みは、中ほどの黒い網かけの部分なんですけれども、28億4,000万になる

ということになります。

恐縮でございます。済みません、前のページの3ページに戻っていただければよろしいでしょうか。

したがいまして、先ほどの①の経常利益から②、③、④、⑤を差し引いて、⑥可能な範囲で返済額が28億4,000万になるということになります。

一方、本年度のヘドロ立替債と患者県債の約定償還、これは左のほうの二重線で囲った部分ですが、これはもう決まって返さなければならない額でございますけれども、これはアの72億3,000万というのがございます。

したがいまして、アと⑥の差額が43億9,000万になりますが、これは手だてが必要になってまいります。抜本策のルールによりまして、8割を国庫補助金、2割を特別県債で手当てするということになっております。その額が、それぞれ⑦の35億1,000万と⑧の8億8,000万ということになります。

なお、この特別県債は、県が政府資金から借りてチッソに貸し付けて返済に充てるという、ちょっとぐるっと資金が回るというようなスキームになっております。なお、この特別県債の元利償還金についても100%交付税措置をされているということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項2につきまして説明をお願いいたします。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項の5ページをお願いいたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明申し上げます。

まず、水俣湾の水質及び魚介類等の水銀調査結果でございます。

基本方針に基づきまして、中長期的視点か

ら水俣湾の環境状況を把握するため、年間を通じまして、水質、地下水、魚介類など、5項目について調査を実施しているものでございます。

(3)でございます。

昨年の調査結果でございますけれども、水質及び地下水ともに水銀は検出されておられません。また、底質の総水銀につきましても、3地点とも、表の右側の欄にあります暫定除去基準値25ppmを下回っております。

次の6ページをお願いいたします。

魚介類につきましては、カサゴ、ササノハベラを調査しておりまして、2魚種とも魚介類の水銀の暫定規制値を下回っております。

なお、動物プランクトンの総水銀値につきましては、平成23年度に例年より高い値が見られておりましたが、確認のため平成24年4月に再調査を行っており、例年並みの結果でありました。

それから、(4)今後の対応でございますが、今年度も、引き続き、同様の調査を実施してまいりたいと思います。

7ページに調査いたしました調査地点図を参考まで記載させていただいております。

次に、8ページをお願いいたします。

水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明申し上げます。

これは、港湾課、都市計画課が担当しておりまして、水俣港埋立地管理補修マニュアルに基づきまして、毎年実施されております。

調査と結果でございますが、次の9ページの航空写真をごらんいただきながら御説明させていただきますと思います。

まず、水質調査の位置でございますが、白い丸印で示しておりますところにて、埋立護岸の前面6地点の海水調査では水銀は検出されておられません。

次に、埋立地の地盤調査ですけれども、写真の赤い色、黄色で着色しているところが埋立地部分となっております。地盤の標高を測

量し、従来の測定値と比較しながら、地盤の変動状況を観察しているものでございますが、地盤の異常な沈下、陥没等は見られませんでした。

次に、構造物の変状調査ですけれども、同じく写真で青い線で示した部分です。この示した護岸、岸壁及び3つの排水路を対象に調査が行われております。塀の観測及び目視による変状調査を行っており、各施設とも構造物本体の安定に影響を及ぼすような変状は確認されておられません。

今後も、経過観察を行いながら、計画的に補修を行い、埋立地の管理に万全が期されるところと考えております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項3について、また環境保全課から説明をお願いいたします。

○松田環境保全課長 引き続き、報告事項10ページをお願いいたします。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定の結果について御説明申し上げます。

同法に基づきます平成24年度の調査結果でございますが、まず、1の環境調査でございます。

昨年度の調査は、宇城、天草地区を調査しております。(1)の大気環境調査、(2)の地下水質調査、(3)の公共用水域水質・底質調査並びに(4)の土壌調査まで、環境調査測定を行っております。

その結果につきましては、全て環境基準値以下でございました。結果につきましては、11ページから12ページの表1から表6まで示しております。

ちなみに、調査は、県内10地域を4ブロックに分けまして、ローリング調査を行っているとございまして、今年度は、有明・山鹿地域の予定でございまして、

次に、11ページをお願いいたします。

2の行政検査結果でございますが、法に基づきます基準適合状況を把握するため、特定工場からの排出ガスや排出水について調査を実施しております。延べ14施設を調査いたしましたが、1施設で排水基準を超過したため、改善命令を行い、改善対策の完了後に基準を下回ったことを確認しております。

なお、ばいじん、燃え殻につきましては、延べ8施設、16検体の検査を実施した結果、3施設、3検体でばいじんが特別管理産業廃棄物に該当していたため、適正処理を行うよう指導し、適正に処理されたことを確認しております。結果につきましては、13ページの表に記載させていただいております。

引き続き、11ページをお願いいたします。

3の法定自己検査結果でございます。

これは、法に基づきまして、1年に1回以上の自己検査の実施が特定施設の設置者等に義務づけられておりますが、その実施状況について調査を行っているものでございます。

平成24年度末現在の自己検査実施義務対象施設は141ですけれども、検査を実施したものは128でございました。1施設を除きまして、全て排出基準以下でございます。排出基準超過の1施設につきましては、改善対策が完了し、当方でも確認を行っております。

なお、法定自己検査の未実施が13施設ございました。平成24年度を通しまして12施設が休止中でございましたので、調査対象外となっております。残り1施設につきましては、自己検査の実施を指導し、6月中には実施予定ということで指導を行っております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項4につきましても、環境保全課から説明をお願いいたします。

○松田環境保全課長 別紙で配付させていた

だいております両面1枚紙、PM2.5の対策についてでございます。

まず、1のこれまでの状況でございます。

(1)のPM2.5の観測体制の現状でございますが、県では、平成22年度から、益城町役場局におきまして観測を開始しまして、現在、熊本市分2局を含む18局で観測を行っております。県内の測定局の配置や年度ごとの増設状況については、裏面の図1に記載させていただいております。

さて、ことしに入り、中国でのPM2.5による深刻な大気汚染が問題になり、国内でも大陸からの越境移流が確認されるなど、県民の関心も高く、健康への影響の不安も高まっております。

(2)の国及び県の取り組みでございますが、国は2月末、PM2.5の注意喚起の暫定指針を定め、本県も、この指針に基づきまして、他県に先駆けて、3月5日から注意喚起の対応方針の運用を開始したところでございますが、その初日に注意喚起の判断基準に達したことから全国初となる注意喚起の情報を発信し、これまで5回の注意喚起を行っております。

注意喚起の判断基準は、午前5時から7時までの各1時間値において、各測定局のうち1局でも85マイクログラム・パー立方メートルを超えている場合、その日の1日平均が70マイクログラムを超えると予想されると判断いたしまして、屋外での機会がふえる日中の参考情報として8時までに注意喚起の情報を行うものでございます。

(3)の国の動きでございますが、越境移流につきましては、国際的なことから、国においては、本年5月、日中韓3カ国環境相会合が開催され、PM2.5を含む越境大気汚染など、環境問題について、科学研究、排出抑制に関して協力する共同声明が採択されまして、関係国が連携して取り組むということになったところでございます。

2の今後の取り組みについてでございます。

観測体制の強化につきましては、本議会で増設の予算を提案しておりますので、割愛させていただきます。

(2)の大気汚染常時監視システムの更新及び保守体制の強化についてでございます。

これまで、測定機器や通信機器のふぐあいや昆虫の侵入など外的要因でトラブルが発生し、御迷惑をおかけしておりますが、まずは日常の保守点検をさらに徹底してまいります。

また、本年度、大気汚染常時監視システムを全面的に更新することとしておりまして、これにより改善が図られると考えているところでございますが、機器などのふぐあいにも迅速に対応できるよう、保健所など関係機関と連携して保守体制の強化に取り組んでいくところでございます。

裏面をお願いいたします。

(3)の調査研究についてでございます。

本年度からPM2.5の成分分析に着手いたします。PM2.5がどんな物質で構成されているか、そういった中から、発生源の解明、県内への影響など、保健環境科学研究所や県内の大学と連携して検証を重ねるとともに、国や九州各県と連携した調査研究に努めてまいります。

また、PM2.5は、観測を始めて日が浅く、知見やデータが少なく、越境移流など全国的な問題があることから、(4)国への要望として、中国大陆からの越境移流による影響の解明、注意喚起の予測精度の向上、県民の不安解消のための情報提供などを、ことし7月開催予定の全国知事会を通じまして、国に要望してまいるところでございます。

環境保全課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項5

につきまして、公共関与推進課から説明をお願いいたします。

○中島公共関与推進課長 14ページをお願いします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備につきまして、Ⅰの目的は省略をさせていただき、Ⅱのこれまでの取り組み状況ですが、平成17年度に南関町を最初の建設地として決定して以来、地元の御理解をいただくために鋭意努めてまいりました。

その結果、関係者の御理解と御協力を賜り、昨年度、地元南関町及び和水町と最終的な合意とも言える環境保全協定を締結することができ、また、産業廃棄物処理施設設置許可の手続も終了をいたしました。

次のページ、Ⅲの今後の取り組みでございますが、いよいよ本年度から建設の段階に入ります。

1の本体工事関係ですが、熊本県環境整備事業団が事業主体となって進めてまいります。来月着工し、平成27年秋ごろの供用開始を目指して取り組んでまいります。

次の2の安全推進委員会の設置ですが、処分場の建設及び運営の安全を確認していただくことを目的として、地元関係者を中心として構成する安全推進委員会を設置して、工事の段階から継続的に状況を説明してまいります。

次の3の地域振興関係ですが、地域のイメージを損なうことなく、これまで以上に魅力的な地域となるよう、処分場そのものを地域に役立つ施設として整備し、安全で暮らしやすい生活環境をつくるため、処分場を中心とした地域の振興に努めてまいります。

具体的には、枠内にまとめておりますが、まず、単に廃棄物の処分場としてだけでなく、施設そのものを(1)の地域に役立つ施設として整備してまいります。

このため、1つ目に、環境学習が実施でき

るような環境教育の拠点とすること、2つ目に、研修室等を地域住民に開放し、地域のコミュニティ活動拠点とすること、また、3つ目に、災害時におきましては、一時的な避難場所となる防災拠点とできること、4つ目に、渇水時における周辺農地への水供給拠点とすること、また、⑤のメガソーラーにつきましては、県民発電所構想も浮上しており、その辺の動向にもらみながら、今後、導入の是非、手法及び時期などについて検討を進めたいと考えております。

次に、(2)の地域の安全確保のための道路整備等を行います。

南関、和水を通る県道大牟田植木線は、地元の強い要望もあり、既存予算とは別枠の10億円で歩道整備を行います。また、今後南関町で整備されます町道米田・鬼王線、仮称ですが、処分場への新しいアクセス道路として一部重なりますので、アクセス道路相当分として5億円を南関町に交付をいたします。

次のページをお願いいたします。

次に、(3)の地域の魅力アップを図るため、住民の皆様の交流促進や地域の活性化に努めます。南関、和水両町に1億円ずつ交付をし、地元地区要望のありました各種の整備を行っていただくこととしております。

以下、参考として、今後の簡単なスケジュール、そして、次のページにカラー資料で処分場の外観と裏面に内部等のイメージ図を添付させていただいております。

報告は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、報告事項6について、商工政策課から説明をお願いします。

○出田商工政策課長 商工政策課でございます。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取り組みについて御報告いたします。

平成19年の3月、議員提案により中小企業振興基本条例が制定され、中小企業振興の基本となる事項が定められました。このため、私どもも、中小企業施策のさらなる充実に努めているところでございます。

本日は、この中小企業振興基本条例に基づく平成24年度の取り組みについて御報告いたします。資料は、経済環境常任委員会報告事項、縦長の商工観光労働部労働委員会のつりになっております。

1ページをお開きください。

時間が限られておりますので、この1番の中小企業振興に係る平成24年度の主な取り組みについて、昨年度新たに実施したものを中心に御説明申し上げます。

まず、(1)中小企業振興基本条例の周知・中小企業者の受注機会の増大等についてでございますが、庁内各課や地域振興局、さらには市町村等に対して引き続き条例の周知を図るとともに、中小企業の受注機会の増大を要請してきたところでございます。

また、各部局におきましても、物品、役務の調達、工事の発注に当たり、予算の適正な執行と透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、県内中小企業の受注機会の増大に努めてきたところでございます。

2ページをお開きください。

2ページ中段の(2)、黒い見出しでございますが、産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出の促進についてでございます。

これは、中小企業の経営革新、創業・ベンチャーへの支援、本県のリーディング企業の育成などの項目でございますが、このうち、昨年度新たに追加しました事業が、2つ目の丸印、創業・経営革新支援施設提供事業、これは、新事業等に取り組む中小企業者への専門家による助言、事業スペースの提供という内容でございます。

1枚めくっていただきまして、4ページ

でございます。

上から2つ目の丸印、社会・システム関連産業事業化支援事業、これは既存の技術と情報通信技術の融合による新ビジネスの創出を目指すものでございます。

その次の丸印、省エネルギー推進事業でございますが、これは、中小企業のスマートメーターなど、省エネ設備導入への補助でございます。

次の5ページをごらんください。

(3)中小企業者の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保ということで、中小企業の資金調達支援、商工団体による経営改善指導等を行うものでございます。

1ページめくっていただきまして、3つ目の中小企業チャレンジサポート&ソリューション事業といたしまして、中小企業の成長を図るための生産管理について、専門家チームによる質の高い支援を行う事業を創設したところでございます。

同じく6ページ、次の(4)自然的経済的社会的条件からみて——ちょっと長いんですけども、事業者の有機的な連携の促進及び産業の集積化という長いタイトルがついておりますが、これは主に農商工連携と地産地消に係る取り組みについて記載しているところでございます。

7ページの1つ目の丸印、新商品等販路開拓マーケティング支援事業は、くまもと農商工連携100選認定事業者等を対象として、テストマーケティングや展示商談会への参加を支援するものでございまして、昨年度追加した事業でございます。

それから次は、少し飛びまして14ページをお開きください。

(8)の中小企業者の振興に資する企業立地の促進につきましては、1つ目の創造的企業誘致推進事業として、研究開発型の拠点集積を推進するための企業誘致活動を強化いたしました。

次の15ページ、(9)地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動を促進する環境の整備につきましては、商店街の振興、中小企業の海外展開への支援、観光客の誘致、県産品の販路拡大等への支援といった項目を掲げております。

平成24年度は、特に中小企業の海外展開を支援するために、この15ページの下から2つ目でございますが、地域企業海外展開支援アドバイザー設置事業、次の16ページの上から3つ目のチャイナ・プラスワン戦略推進事業、これらはアセアン諸国などにおけるビジネス環境調査、台湾における商談会の実施などが内容となっております。さらに、次の熊本広西館設置事業なども新たな取り組みとなっております。

以上、平成24年度の新規事業について簡単に御説明をいたしました。

次に、19ページをお開きください。

19ページから33ページにかけましては、平成25年度の中小企業振興に係る事業等を、ただいま説明しました項目と同じ構成で一覧としてまとめております。内容の説明は、割愛させていただきますが、事業全体で95事業、金額にして296億円の事業規模でございます。

報告は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項7につきまして、労働雇用課から説明をお願いいたします。

○下村労働雇用課長 労働雇用課でございます。

35ページをお願いします。

平成25年度の緊急雇用創出基金事業の取り組みについて御説明いたします。

まず、上段の県事業分についてですが、平成25年度の当初計画は、69事業、16億8,000万円で961人の雇用創出を見込んでございま

す。今回追加分として、3事業、1億8,000万円を計画し、104人の雇用を創出することとしております。

次に、中段の市町村事業分についてでございますが、平成25年度の当初計画は、298事業、15億円で990人の雇用創出を見込んでございます。今回の追加分として、12事業、0.7億を計画し、32人の雇用を創出することとしております。

次に、下の平成24年度までの執行状況について御説明します。

下段の執行状況をごらんください。

平成24年度までの積立額の合計は207億円余、執行額は165億円余、新規雇用者数は1万8,811人となっております。

また、次の36ページに県事業の追加分について3事業を記載しております。

労働雇用課は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項8について、エネルギー政策課から説明をお願いいたします。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

37ページをお願いいたします。

県民発電所の検討状況について御報告いたします。

県では、昨年10月に総合エネルギー計画を策定し、新エネルギーの導入促進に努めておりますが、本県の豊かな自然エネルギーを活用して、その恵みを県民が享受できるような仕組みができないか、そのために発生をしたのが県民発電所でございます。

その背景といたしまして、特に(1)背景の4つ目の丸に記載しておりますように、県内に立地しているメガソーラーの多くが県外資本によるもので、売電利益が県外に流出、導入による電力料金の賦課金を県民が負担している状況や、5つ目の丸の新エネルギーの発

電事業には多額の経費がかかるため、県民が事業に容易に参画しにくいなどがございます。

そこで、(2)の目的のとおり、県内の自然エネルギーで得られる恵みを県民に少しでも還元し、県民が少額でも発電事業に参画できるようにして、県内企業が発電事業に参画することで、県民総ぐるみ、県民総参加による新エネルギー導入の促進を図ることで、地域の経済振興などさまざまなものの発展につなげていきたいと考えております。

2の県民発電所の検討状況についてですが、そのあり方、事業実施に向けた取り組みを検討する場として、5月10日にくまもと県民発電所検討委員会を設置し、検討をスタートさせました。

ここで、②に記載のとおり、コンセプトや事業体制のあり方、資金調達、その還元方法、事業可能性調査などを、38ページの冒頭に記載のとおり、9月までに3回程度開催いたしまして、最終報告として取りまとめをしていきたいと考えております。

3の県民発電所のコンセプト等についてですが、検討委員会においては、県民による、県民のための発電所として、県民によるは、具体には、県内事業者が事業に参画、県内の自然エネルギーを活用し、県内で事業実施、県民からも資金を募る、県民のためのは、具体には、県民への利益還元、県内環境教育や環境活動などへの貢献を考えております。

(2)の県民発電所の今後の進め方としましては、(1)のコンセプト要素を満たすものを県民発電所として県内各地に広め、まずは成功事例をつくることを目指すこととしております。

その際、4の民間と県の役割分担に整理しておりますように、発電事業の事業主体、事業の企画立案、資金調達の検討などは民間の役割、県は、前述いたしました検討委員会を設置、開催し、事業可能性調査を実施すると

ともに、県有地の貸し付けなどで支援を行う、このような役割分担を基本に進めていきたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項9につきまして、企業局から説明をお願いいたします。

○古里企業局次長 それでは、申しわけありません、別冊に載っております企業局の報告事項をお願いいたします。

先ほどお話が出ました荒瀬ダムの本体撤去工事の状況でございます。

まず、2ページをお願いしたいと思います。

上段が、5月10日でございますが、水位低下ゲートを設置したときの写真でございます。さらに、その下でございますが、5月27日にトンネル部分の掘削を完了したところでございます。

次に、実際の水位の低下でございますが、6月1日にアユ解禁ということがございましたものですから、6月10日から水位低下を開始しております。1日70センチを目安に水位を低下させ、6月17日には約5メートルの水位が低下して落ちついた状態となっております。

3ページをお願いしたいと思います。

水位低下前後の写真についております。

左側が、水位低下前、右側が、その後でございます。3段目、4段目を見ていただきますと、上流におきまして、砂洲、瀬、こういうものが出現しておるような状況でございます。

現在、ゲートは全開の状況でございます。本日は、この雨でクレストをオーバーするような状況でございます。状況につきましては、インターネット等で常時ごらんいただ

るような状況でございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、2でございます。

本年度の工事の状況でございます。

予定しておりますのは、図のオレンジの部分でございます。水位低下装置1門の設置、洪水吐きゲート4門、右側の門柱及び管理橋の撤去を予定しているところでございます。

先ほどお尋ねがございましたが、点線で囲っております門柱、洪水吐きゲート2門、これら流水の影響を受けない部分につきましては、先ほどお話がありましたように、撤去工事をできるだけ前倒しで実施するというようなことで、河川管理者と協議の上、夏場に撤去する予定でございます。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項10につきまして、労働委員会から説明をお願いいたします。

○橋本審査調整課長 労働委員会でございます。

資料は、A4縦の商工観光労働部と労働委員会の報告事項つづりの一番最後、39ページでございます。

労働委員会が行っております労使紛争解決の昨年度、平成24年度1年間の結果を御報告させていただきたいと思っております。

労働委員会が行っております労使紛争解決の業務は、主に3つございまして、1つが、不当労働行為の救済申し立ての審査、これは、使用者が労働組合を圧迫するなどの行為があったというときに救済を申し立てられるものです。それから、2つ目は、労働組合と使用者との間のいろいろな紛争が解決しないときの調整の依頼、集団あっせんと呼んでおります。それから、3つ目が、労働者個人と使用者との間の紛争が解決しない場合のあっせんの依頼、この3つの業務を主にやってお

ります。

平成24年度の結果ですが、まず、不当労働行為の救済申し立てが2件ございまして、1件は、審査しまして、和解による解決に至りました。1件は、現在審査継続中でございます。それから、集団あっせん事件につきましては、2件の申し立てがありまして、解決1件、解決せず打ち切りが1件となりました。個人からの個別あっせんは、全部で18件ございまして、18件のうち6件は解決することができましたが、12件は解決に至らず打ち切りとなりました。

個別あっせん申請の内容としては、現在、やっぱり解雇問題に関する紛争が半分を占めております。その状況は、次のページに資料として掲載しております。労使紛争は、このほかにも多数あるものと考えられますので、日ごろから、あっせん制度の周知に努めております。

下のほうには、過去6年間の件数の推移をグラフとして出しております。

40ページのほうに参りまして、表は、あっせんのありました件数の事項別の内訳で、解雇問題が多いという傾向を示しております。

最後、4のところには、解決しました一つの事例を、おおよそこういったふうなあっせんの事例であるということとして御紹介をさせていただきます。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で報告の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○東充美副委員長 それじゃ、私から、皆さんが調べられよる間に1点よかですか。

PM2.5の件でちょっとお伺いします。

この表に、6月初旬、測定機への異物混入ということでクモとありますけれども、それとか、煙の発生によって一時的に濃度の上昇

と、これは荒尾だったと思いますけれども、こういう初歩的な、全く原始的なというか、クモなんてですね、どういう機会に入っているんですかね。今この現代のしゃばに、誰か説明できますか。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

今資料の裏面の件だと思いますけれども、まず、6月初旬に異物の混入、クモの混入というのでございますが、実際測定局を申し上げますと、人吉保健所に設置しているものでございました。一応1時間値で表示をしているものですが、1時間値が急に200という値を出しまして、その後平常に動いてたんですけども、すぐさま現場を見にいきましたところ、中を見たらクモが入って、それによって異常値が出たという件でございます。

クモの侵入につきましては、当然密閉した容器の中に入っておりますので、入る可能性というのは全くゼロではないと。メーカーのほうにもいろいろ確認をいたしまして、検証いたしましたけれども、入る可能性というのはかなり少ない。ただ、保守点検とかもやっておりますので、何らかの形でいたのが入ってしまったということで、これはさらにメーカーも——今PM2.5の機械は3社の種類を使っておりますが、そこについても検証させていただきます。

また、近隣の煙の発生でございますが、これも人吉保健所でございますが、これも異常値があつて現地を確認したところ、周辺でたき火といいますか、その煙に反応して異常値が高くなったということでございます。

これにつきましても、なかなか、民家あるいは周辺でそういった、あるいは野焼きとかこういったものもありますので、この辺については、いろいろな広報活動を通じて、皆様への御協力と御周知という形で対応してまいりたいと思っております。

○東充美副委員長 この問題は、越境汚染なんか言われていますし、日中韓とこれにも書いてあります。国同士で大きな話をしている時代に、こんな原始的な監視体制といいますか、これで注意喚起が起きたならば大変混乱すると思うので、そこら辺は本当に危機感を持ってやっていただきたいと思います。

以上です。

○井手順雄委員 関連で。

ここにありますが、熊本県が初めて喚起をしたというようなことでありますが、この数値、他県では、このレベルを超えてなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

○松田環境保全課長 3月5日、熊本県が全国初ということで表記しておりますが、この後、当日山口県が注意喚起をしております。このときは、大体西日本一帯で全体的に濃度が高くなったということが観測されておまして、熊本県においては、注意喚起を行います85マイクロというのを超えたということでございました。

○井手順雄委員 じゃあ、この85が出ましたよということで、喚起をいわゆるお知らせすると。そうした場合、その時間的な——時間的なというとおかしいですけども、この時点で終了しましたという喚起もするんですかね。

○松田環境保全課長 この注意喚起を行いますと、今、解除については、午前0時をもって解除するということにしまして、途中仮に下がったということもありますが、ただ、これは、気流の流れというのは、なかなかまだ解明されておられません。したがって、今途中で解除ということではなくて、午前0時

をもって自動的に解除するというようにしております。

○井手順雄委員 この喚起によって、例えば野外活動を自粛してくれとか、保育園、いわゆる教育機関等々との協議というのは、なされているのかなという思いがあります。

というのが、例えば運動会をあししますと、朝になって注意喚起と、超えましたと。ばってん10時ごろになったら、もう全然濃度が下がっていたということになっても、県としては、その日の午前0時まで継続中ということとか考えられるわけですね。

例えば、学校の野外活動で、野外でいろんなことをやるけれども、午前中だったけれども、午後からなんですけれどもという話になって、午後から調べたら全然なかったと。しかし、午前中喚起があつとるから、もうその日はだめなんだということで、野外活動というか、そういったのに支障を来すというのが、今回、この喚起があつた時点で、いろんな御意見が出されました、民間から。

やっぱりそこ辺は、この喚起によって、いわゆるそういった施設等に多大なる影響があるんですね、これ。もちろん教育機関等々においては、やっぱり子供たちを守らないかぬ、保護せないかぬという観点から、この喚起によって全て中止というところが出てくるので、何というのかな、午前0時をもって解除なんていうことじゃなしに、喚起するならば、下がった時点というか、レベルが下がった時点で解除というようなことを逆にせな、責任があるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

○松田環境保全課長 注意喚起の後の解除につきましては、当課のほうでもかなり検討はしておりました。ただ、今何しろ観測を始めて県では3年と、今の体制になりましてまだ2～3カ月という状況で、知見またはデータ

というのがかなり不足しております。これまでの今あるデータの中で検証いたしますと、85になった、それが90に上がった、それから70に下がった、しかし、また80、この挙動というの、地域またはそのところで特性がなかなかつかめないというところもあります。

ただ、今委員がおっしゃるように、いろんな施設で、注意喚起を出したけれども、運動会あるいは遠足とかに対していろいろ支障があつてどう対応しようかというお話がありました。これにつきましても、さらに市町村、関係機関、いろんなところにお集まりいただきながら、このやり方、あるいは対応の仕方についても、御協議といいますか、いろいろさせていただいたところでございます。

今、結論といたしましては、まだまだ注意喚起の後の解除をするというところまで至っておりませんけれども、今後、さらに検証して、そういった面についても進めていきたいと考えております。

○井手順雄委員 観測地点がこれだけふえたということに関しては、その地区の方々が問い合わせして、そこ辺は今下がってますねとか、結局、そういった協議が——問い合わせしたら、現時点はどうなんですかということ、ちゃんと答えられるようなところまで持ってきて、ああ、そこら辺はもう解除いいんですねとか、もう基準を超えてませんとか、そういった対応をやっぱり今後はしていくべきじゃなかろうかというふうに思いますので、それは十分検討してください。

また、9月には、運動会やら、遠足やら、私、PTAの関係上、大気汚染はどきやんですかと、これが一番なんです。やっぱりそこ辺は、皆さん、そういったところが出てきたならば、自粛せなんねというような保護者からの意見も出てきますので、そこを払拭するためには、やっぱり喚起を発令したところが責任を持って解除するというところもある

し、その地区は大丈夫ですよとか、そういった詳細までわかるような体制をとっていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 2点ほど。

中島課長、きのうの続きばってん、公共関与の屋上のソーラー関係の、要するにソーラーをつけてもいいような形で設計したわけで、その分工事費はどのぐらい上乗せしたんですか。強度の問題もある。

○中島公共関与推進課長 お答え申し上げます。

ソーラーをつけるために強度を増したということではございません。もともと自然災害に備えるほどの強度を持たせておりますので、太陽光の施設を乗せても十分耐え得るという、そもその設計になっております。

○西岡勝成委員 きのうちちょっとほかの委員から聞いたんだけど、何かそのために10億ぐらい金が余分にかかるとるような話はないですか。

○中島公共関与推進課長 恐らくその10億は、もともとオープン型の処分場からクローズド型に方針を変更した時点で、差し引きで10億ほど費用が増嵩するという話が、その10億がそのまま生きてきているんだろうと思います。だから、屋根をかけたことによる10億の増というようなことになっております。

○西岡勝成委員 きんのうの環境対策特別委員会でも、県民発電所の問題と絡めてありましたけれども、じゃあそれはもう借らるるところがなかったり、利用せぬでも別に問題はな

いという捉え方でいいですね。要するに、その屋根の部分にソーラーをぜひともつけないかぬということはないでしょうね。仮に、そこを借りて発電をしたいという人とか、県民発電をそこでやるとかというような構想が仮に通らぬでも、別にマイナス部分は出てこないと考えていいですか。

○中島公共関与推進課長 希望としては乗せたい人もおるとは思いますが、委員のお話のとおり、マスト、でなければならないということではございません。

○西岡勝成委員 わかりました。

もう1つ、16ページの広西館設置事業ですけども、これ、我々が行ったときには、日本園の中にこれは設置するような話だったけれども、日本園はどうなってるの。

○磯田国際課長 日本園の中には、くまもとプラザというのが設けてありまして、そちらで設置してあります。熊本広西館の中には、職員が1人おりまして、そこで熊本のPR等をさせていただいております。

○西岡勝成委員 日本園が——私も最近行ってないのであれなんですけれども、要するに政府がかわって、日本園の近辺の開発が中止になったり、いろいろ前の計画と随分変わってきているような話も聞いたんですが、事実ですか。

○磯田国際課長 全部とまってしまったというわけではないかと思います。少しペースが落ちているようなことはちょっと伺っております。

○西岡勝成委員 それで、ASEAN博覧会に行ったときも、熊本から何人か事業者が行かれて、派手派手に調印式もやったりしてた

んですけども、そういう行った人たち、あのかとき調印した人、会社、そういうのはうまくいってるんですかね。

○磯田国際課長 済みません、調印した会社の状況は、私、今把握はちょっとしておりませんが、広西館も含めて、例えば酒造メーカーの方が広西のレストランにお酒を入れたりとか、そういった形で一步一步ではございますけれども、少し経済の振興に一步一步つながっていているのではないかと考えております。これからも頑張っていきたいと思っております。

○西岡勝成委員 派手なんですね、やり方は、実に。調印式あたりも、我々全部後ろに立たせてやるんですけども、中国式といえど中国式なんだろうけれども、その割に成果が上がってきてない部分も——体制が違うので、なかなか難しい部分もあると思いますが、せっかく行った会社がやっぱりやけどせぬように、ちゃんとうまくいくようなフォローをしながら、ぜひやっていただきたいと思っております。これは要望です。

○磯田国際課長 ありがとうございます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質問はございませんか——質疑がございませんので、最後にその他でございますが、委員の先生方から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

次回の委員会につきましては、8月19日月曜日午前10時から予定をいたしております。

なお、正式通知につきましては、後日文書にて行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会

を閉会いたします。

午後0時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長